

平成 24 年 3 月 22 日制定

令和 3 年 3 月 31 日改正

令和 5 年 6 月 22 日改正

建築物環境配慮性能表示基準

(目的)

第 1 条 この基準は、京都市地球温暖化対策条例（以下「条例」という。）第 58 条第 1 項に規定する建築物環境配慮性能の表示をすべき事項及びその表示の方法に関して、必要な事項を定めるものである。

(定義)

第 2 条 この基準において使用する用語は、条例及び京都市地球温暖化対策条例施行規則で使用する用語の例による。

(建築物環境配慮性能の表示様式)

第 3 条 建築物環境配慮性能の表示の様式は、別記様式に定めるものとする。

(建築物環境配慮性能の表示方法)

第 4 条 建築物環境配慮性能の表示方法は、別表に示すものとする。

- 2 建築物環境配慮性能の表示に使用する文字、記号等は、鮮明であり、かつ、容易に識別できるものとする
- 3 条例第 59 条第 1 項に規定する建築物環境配慮性能の表示は当該工事の現場の敷地内の道路に接する場所で通行者が見やすいところに 1 箇所以上行うものとする
- 4 条例第 59 条第 2 項又は同条第 3 項に規定する建築物環境配慮性能の表示は、販売の広告の見やすいところに 1 箇所以上行うものとする。また、複数の建築物の販売を同一広告に掲載する場合は販売する特定建築物ごとに建築物環境配慮性能の表示を行うものとし、かつ、販売する特定建築物と当該建築物環境配慮性能の表示との対応関係が分かるものとする。ただし、同一の広告内に同一の評価の特定建築物が複数ある場合にあっては、同一の評価の特定建築物につき一つの建築物環境配慮性能の表示とする

とができる。

(建築物環境配慮性能の表示の届出における公表)

第5条 条例第60条第3項に規定する届出は、京都市地球温暖化対策条例施行規則第33条第1項及び第2項に規定する建築物環境配慮性能表示届及び建築物環境配慮性能表示変更届とし、それらの届出の公表は市役所内の市長が指定する場所において閲覧に供する方法及びインターネットを利用して閲覧に供する方法により行うものとする。

(特定建築主以外の建築主による建築物環境性能の表示の届出等)

第6条 条例第62条第1項又は第2項の規定により特定建築主以外の者が建築物環境配慮性能の表示をし、又は販売代理者等に当該表示をさせたときは、条例第60条の規定に基づく表示の届出を行うことに努めなければならない。

(補則)

第7条 この基準の施行に関し必要な事項は、都市計画局建築技術・景観担当局長が定める。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年6月22日から施行する。

別表（第4条関係）

CASBEE 京都による 環境配慮性能の評価結果				建築物環境配慮性能の表示	
				表示項目	表示方法
標準システム	建築物の環境 効率(ランク、 BEE 値)	C (BEE<0.5)		総合評価 (ランク及び BEE 値も表 示)	
		B- (0.5≦BEE<1.0)			
		B+ (1.0≦BEE<1.5)			
		A (1.5≦BEE<3.0) 又は(3.0≦BEE かつ Q<50)			
		S (3.0≦BEE かつ 50≦Q) (Q：建築物の環境品質)			
独自システム	重点項目への 取組度 (5段階評価)	・長寿命化 ・省資源 (キーワード：「大切に 使う」)	1	「大切に使 う」に関する 評価	
			2		
			3		
			4		
			5		
		・自然とともに住まう ・地域とともに住まう ・歴史とともに住まう (キーワード：「ともに 住まう」)	1	「ともに住 まう」に関する 評価	
			2		
			3		
			4		
			5		
		・自然材料の利用 ・自然環境の利用 (キーワード：「自然か らつくる」)	1	「自然から つくる」に関 する評価	
			2		
			3		
			4		
			5		

京都市建築物環境配慮性能表示

標準システム
による評価

B⁺
BEE=1.0

★
★
★
★
★

重点項目	大切に使う	
	ともに住まう	
	自然からつくる	

これはCASBEE京都による自己評価結果です。

CASBEE® 京都一新築
2018年版

R5-000

360 (60) ミリメートル以上

270 (45) ミリメートル以上

注1 様式中の年版は、使用した CASBEE 京都評価ソフトのバージョン（西暦年）を表示すること。

2 様式中の四角枠内は、削減計画書に記載される受付番号を表示すること。

3 表示の大きさは、工事現場におけるものについては縦 270 ミリメートル以上×横 360 ミリメートル以上、販売広告におけるものについては縦 45 ミリメートル以上×横 60 ミリメートル以上とすること。

4 表示のデザインは下表のとおりとすること。

文字フォント		タイトル	HGS ゴシック M	その他	HG ゴシック E
色		カラーの場合		白黒の場合	
	基本（緑）	C:100% M: 0% Y:100% K: 50%		C: 0% M: 0% Y: 0% K: 60%	
	地色（白）	C: 0% M: 0% Y: 0% K: 0%		C: 0% M: 0% Y: 0% K: 0%	
	重点項目 地色（灰緑）	C: 54% M: 18% Y: 54% K: 0%		C: 0% M: 0% Y: 0% K: 30%	
	緑文字（緑）	C:100% M: 0% Y:100% K: 50%		C: 0% M: 0% Y: 0% K: 60%	
	黒文字（黒）	C:100% M:100% Y:100% K: 0%		C: 0% M: 0% Y: 0% K:100%	
	星（赤）	C: 0% M:100% Y:100% K: 0%		C: 0% M: 0% Y: 0% K: 55%	
	エコちゃん（青緑）	C:100% M: 0% Y:100% K: 50%		C: 0% M: 0% Y: 0% K: 55%	
	未得点印（薄灰）	C: 25% M: 25% Y: 25% K: 0%		C: 0% M: 0% Y: 0% K: 25%	